

役員の報酬等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第22条の規定に基づき、役員の報酬等についての支給基準等必要な事項について定める。

(報酬等の種類)

第2条 役員に支給する報酬等の種類は、月例報酬、会議出席手当、交通費、その他の費用とする。

(報酬等の総額)

第3条 役員に支給する報酬等の総額は、年額3,000万円とする。

(月例報酬)

第4条 月例報酬は、常勤の理事に対して支給する。

2 月例報酬の限度額は次のとおりとする。ただし、職員給与等は含まないものとする。

- | | | |
|------------|----|---------|
| (1) 理事長 | 年額 | 1,440万円 |
| (2) 業務執行理事 | 年額 | 1,200万円 |
| (3) その他の理事 | 年額 | 960万円 |

3 月例報酬の額、支給の方法については、理事会において定める。

(会議出席手当)

第5条 常勤の理事以外の役員が定時理事会及び臨時の理事会に出席した場合には、出席1回につき6,000円を支給する。ただし、臨時の理事会の出席については、支給しないことがある。

(交通費)

第6条 常勤の理事以外の役員が定時理事会及び臨時の理事会に出席した場合には、出席1回につき2,000円を支給する。ただし、臨時の理事会の出席については、支給しないことがある。

2 前項の規定にかかわらず、法人の用意する送迎を利用した場合には支給しない。

(その他の費用)

第7条 第4条から第6条までの規定とは別に、役員がその職務の遂行に必要となる諸費用については、申請に基づき次のとおり支給する。

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 研修等の受講料等 | 実費 |
| (2) 研修等の出張費 | 出張旅費規程による |
| (3) 物品等の購入費 | 実費 |

2 前項の規定とは別に、常勤の理事には賃金規程に基づき通勤手当を支給することができる。

(その他)

第8条 この細則に定めのない事項については、評議員会において決定する。

2 この細則の改定、廃止については、評議員会において決定する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

役員の月例報酬に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、役員の報酬等に関する細則第4条の規定に基づき、役員の月例報酬についての支給基準等必要な事項について定める。

(月例報酬の額)

第2条 理事長の月例報酬の額については、その年額を理事会において決定する。

2 理事長以外の支給対象となる役員の月例報酬の額については、その年額を理事長が決定する。

(月例報酬の支給)

第3条 第2条の規定により決定した年額の1/2分の1の額を毎月の職員給与の支給日、支給方法により支給する。

(月例報酬の不支給)

第4条 月例報酬の支給対象となる役員が、常勤の職員として給与等を支給されている場合には、月例報酬を支給しないことができる。

(その他)

第5条 この細則に定めのない事項については、理事会において決定する。

2 この細則の改定、廃止については、理事会において決定する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

評議員の報酬等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬等についての支給基準等必要な事項について定める。

(報酬等の種類)

第2条 評議員に支給する報酬等の種類は、会議出席手当、交通費、その他の費用とする。

(会議出席手当)

第3条 評議員が定時評議員会及び臨時の評議員会に出席した場合には、出席1回につき6,000円を支給する。ただし、臨時の評議員会の出席については、支給しないことがある。

(交通費)

第4条 評議員が定時評議員会及び臨時の評議員会に出席した場合には、出席1回につき2,000円を支給する。ただし、臨時の評議員会の出席については、支給しないことがある。

2 前項の規定に拘わらず、法人の用意する送迎を利用した場合には支給しない。

(その他の費用)

第5条 第3条及び第4条の規定とは別に、評議員がその職務の遂行に必要となる諸費用については、申請に基づき次のとおり支給する。

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 研修等の受講料等 | 実費 |
| (2) 研修等の出張費 | 出張旅費規程による |
| (3) 物品等の購入費 | 実費 |

(その他)

第6条 この細則に定めのない事項については、評議員会において決定する。

2 この細則の改定、廃止については、評議員会において決定する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。